

益勤多 隨ツテ 優劣方ニ 技術者モ 爲メニ 能ハク 揮
スニ 能ハズ 成品ハ 粗製濫造ヲ 免レテ 今後ハ 中間者ヲ
絶對ニ 排シ 工場ヨリ 直接ノ 請負ノ 制度ニ 行ヒ 度キ事
第四條ノ 説明 従来一般ノ 職工ニ 一定ノ 食堂ナキ 爲メ各
自到ル 處ニ 於テ 喫食シ 爲メニ 残物ヲ 遺棄シ 衛生上 非
常ニ 忌ムル 事ト 思考ス 故ニ 食堂ヲ 新設セシ 度キ事
従来工場ノ 便所ノ 設備 最モ 劣ク 爲メニ 職工ノ 困難ハ 勿
論 絶エズ 汚物 排出シ 近ヨリ 能ハズ 斯ル 事ハ 衛生上 等
閑ニ 附スル 事ニ 依リ 便所ノ 増設ハ 勿論 清潔方
法ニ 最モ 留意スル 度キ事

第七條ノ 説明 目下ノ 社会 状態 即チ 物價ニ 行ハ 日給 二円
以下ニ 行ハ 生計 困難ニ 付 此際 二円 以下ノ 日給者ニ 一
割ノ 増給ニ 依リ 生活ヲ 續ク 得ル 程ニ 行ヒ 度キ事

第九條ノ 説明

五月廿八日 同前ヲ 要求シ タル モ 行ヒ 故

長時間ノ 残業ハ 好マズ 然レドモ 工場主ノ 工事都合ニ 依リ
残業ヲ 要求スル 場合ハ 尤ノ 割合ヲ 以テ 歩増ヲ 付スル 度
キ事

- 一 十一時迄ノ 残業ハ 一時 否ニ 對シ 二歩 増
- 一 十二時ヲ 過ガシ 徹夜トシテ 三人 分

右各項 海審 議ノ 上 未ル 六月 二日 正午 迄ニ 海國 答被下
度 此段 嘆願 候也

大正十一年 五月 廿九日

敷津 工場 職工 一同

右代表者 小國 照一 外 五名

(五月 廿九日)